

## 平成17年度第2回熊本県国民保護協議会の開催結果について

1 日 時 平成17年11月29日(火) 午後1時30分から2時20分まで

2 場 所 熊本県庁本館地下大会議室

3 出席委員 51名(欠席委員6名)

### 4 会議に付した案件

- (1) 熊本県国民保護計画(素案)の修正について
- (2) 熊本県国民保護計画の答申について

### 5 会議の経過

- (1) 熊本県国民保護計画(素案)の修正について  
事務局が、熊本県国民保護計画(素案)の修正内容について説明を行い、了承を得た。主な修正内容については次のとおり。  
県内に居住する在日外国人に関する対応を明確にするため、「外国人への国民保護措置の適用」を追加  
近隣県の原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合、攻撃の種類、風向き等により本県へ被害が及ぶことを考慮し、「武力攻撃原子力災害への対処」等を追加  
計画に記載する用語について、各関係機関等が共通の認識を持つため、「国民保護計画用語集」を計画末尾に添付
- (2) 熊本県国民保護計画の答申について  
熊本県国民保護計画(素案)の修正を反映させた熊本県国民保護計画を知事へ答申することが了承された。
- (3) 避難施設の指定について(報告事項)  
事務局が、国民保護法第148条に基づく避難施設の指定について、指定の方針等の報告を行った。主な報告事項は次のとおり。  
施設を公有施設(国、県、市町村有施設)と私有施設に区分し、公有施設を先に指定する。  
公有施設の指定方針  
(1)指定する施設  
・公共用財産(公園、広場、体育館、公民館等、学校のうち体育館・グラウンド)  
(2)指定しない施設  
・公用財産(庁舎、研究所等)  
・普通財産(職員宿舎、山林等)  
・公共用財産の例外(福祉、医療施設、図書館、美術館、文化財等、学校のうち体育館・グラウンド以外の部分)  
公有施設の指定は今年度行い、私有施設の指定については、公有施設の指定状況等を踏まえ来年度検討する。
- (4) その他  
事務局が、今後必要となる国民保護に関する業務について説明を行った。主な内容は次のとおり。  
県対策本部の規程等の整備      各種マニュアルの整備  
広域応援協定の締結              訓練の実施の検討  
県民への広報、啓発              市町村、指定地方公共機関への支援